

琉球国後期（近世）先島の頭懸（人頭税）と貢納物 —王府・蔵元財政史料からみた年貢（穀）と定納布および産物等の貢納—

平良 勝保

はじめに

琉球国後期（近世）(1) 先島の頭懸^{ずかかり}（人頭税）制度にいての研究は多いが、先島からの貢納(2) について王府・蔵元レベルの史料を活用した論文や産物等貢納について正面から取り組んだ研究は少ない。管見では産物等の貢納については、得能壽美の「近世八重山における島産品の利用と上納—陸産のアダンと海産の海人草—」(3) や「近世琉球の生業と島産品化—塩・唐竹・紙・茶・煙草—」(4)、得能壽美「近世八重山における島産品の利用と上納—陸産のアダンと海産の海人草—」(5) 等、『御財制』を詳細に分析した田里修「〔御財制〕〈解題〉」(6) を挙げる事ができる(7)。

本稿では、王府や蔵元レベルにおいて先島の貢納がどのように掌握・認識されていたか、および年貢（穀）と定納布(8) や産物等貢納の実態を考察することに主な目的とする。考察の前提として、さきに琉球国後期（近世）先島の石高表示における「起・先」をめぐる問題について検討し、論を進めることにする。

頭懸（人頭税）制度に関する村レベルの賦課に係る史料はいくつか知られているが、具体的に村から税として、どのような形態で実物（産物等）が供出されたか実態を示す史料は少ない。本稿では主に『御財制』（1728年成立）や『御当国之御高並諸上納里積記』（以下『里積記』と略称する）等の王府編纂の財政史料を蔵元レベルの「八重山島諸座御規模帳」（1768年、琉球大学附属図書館蔵、以下「諸座規模帳」と略称する）(9) や「参遣状」等の旧蔵元で活用された貢納物賦課・徴収にかかる文書を活用して形

式的な石高が先島からの年貢（穀）と定納布および産物等について考察する。

1 近世・近代旧慣期先島の起先と1俵・米納と粟納

(1) 薩摩藩の起先と先島の起先・1俵

近世琉球の石高表示には、「起」高と「先」高がある。貢租は、賦課・徴収にあたっては、負担高は石高で表示されるが、蔵元レベルの史料の高は基本的には起高で表示される。研究史的に最初に起・先について検討した東恩納寛惇は、先島の起・先について「起石二斗五升に一割二分の込米を加えて三斗の先になる」と記している(10)。「一割二分」とは、120%という意味で、5升が追加されることをそのように表現したのでであろう（ $2.5 \text{斗} \times 120\% = 3.0$ $2.5 + 0.5 = 3.0$ ）。しかし村レベルの貢納に係る詳細は、この説明ではよくわからない。石高表示における起・先については、東恩納寛惇の研究のほかには渡口眞清の研究がある（後述）。貢租の石高を考えるまえに、石高の「起」と「先」について考えてみたい。『島津列朝制度』の「起先之事」には、次のように記されている(11)。

一起先之名目は、本ト榊之かき落シ之名ニて可有之、夫ゆへ引落シ棒之事を斗かきと名付候、或ハ先かき・中わり・起計り之名目も有之候、先かきハ、斗かきを手前より先へかき落シ候を申候、當分例之節用之候、前より先へかき落シ候へば、榊の縁を鐵ばん切ニてかき落シ候ゆへ、榊切之入實ニて候、起シハ、先ニ對する之名ゆへ、斗かきを先より手前の方へ起

シ候てかき落シ候ゆへ、米粒鐵ばんより上に少々のみ入實相増し方にて候、當分諸蔵取納ニ相用候、先より手前へ起ニかき落シ候ゆへ、起計りと可申候、中わりハ、斗かきを眞中に當て先へも落シ前へも落シ、不強不弱之計にて候、夫故世上取遣之節、是を相用候、先ハ弱く、起ハ強く、中わりハ不強不弱之計様にて候、
—後略—

起・先の部分を要約すると、以下のとおりである。起と先の名称は、枡搔きのことである。枡〔斗〕搔き方法には、先搔き・中割・起計りがある。先搔きは、升の上を手前より先へ搔き落とす。手前より先に落とすと枡の入実と同じになる。起は、枡の先から手前へ搔き落とすため、枡の入実が増える。先は入実が少なく、起は入実が多く、中割は不強不弱の計り方である。

すなわち薩摩藩では、起とは多めに徴収するための方法であり、先は少なめとなる方法である。渡口眞清は、「先と起の意味は、薩摩と琉球では反対になっている。一中略一琉球では先搔というときは、増量のことをいうのである」と指摘し(12)、また「大島筆記」の「常の俵は二斗五升也」(13)との記述を紹介している。「常の俵」とは起のことであろう。しかし、先島の起・先については言及がない。

『近世地方経済史料』第10巻に収録されている「大和上納付届之事」(成立年不明)によれば、享保2年(1717)に「壹俵先搔貳斗九升七合五勺きまに相究り、今に出物米運賃共右之枡目にて相渡被差登候、然者壹升七合五勺は船に卸し上せ之缺米之筋にて船頭へ相渡り、於御国許は貳斗八升上納にて候」とある(14)。これによれば、「先搔」で1俵は2斗9升7合5勺であるが、1升7合5勺は船頭の取り前で、薩摩藩へは1俵2斗8升で納めたことになる。

しかしまた、1895年(明治28)に『沖縄県旧

慣租税制度』をまとめた祝辰巳が台湾で発行された雑誌『財海』第16号、同第17号に寄稿した論文「旧琉球藩租税法」(明治40年)の「起先区別の事」には、「之は濫觴(起源)不詳、草高(検地の結果でた石高)は免米を乗じ算出せしものを称して起しと云ふ。又之に一石に付一斗二升づゝ加へたるものは、則ち斗立なるものにして、租税穀類渾て斗立の掛らざるはなし。又右に一斗六升づゝ加へたるものは、蔵役人心付(此事由来条に詳記す)までも籠りたる現枡にして、之を先きと云ふ(則ち一石二斗八升) —後略—」と記されている。すなわち、起と先の起源は不明だが、草高に免米(税率=代)⁽¹⁵⁾を掛けて算出された高を「起」という、と記されている。また、「俵入の事」の項には「貢米、粟、粟粿、黍、黍粿の五品は、一俵入実三斗二升にして、内二斗八升本途斗立共、四升は蔵役人心付なり」とある⁽¹⁶⁾。

また、祝の説を整理すると「本途」⁽¹⁷⁾2斗5升、「斗立」3升、「蔵役人心付」4升を加えた3斗2升が1俵となる。ここでいう「斗立」とは、「出目米」のことであろう⁽¹⁸⁾。

東恩納寛惇は、起と先の意味について「起は起本の意、先は届先の意でよかりさうである」と述べているが⁽¹⁹⁾、祝辰巳の論文でもおおむね同様な意味で用いられている。また祝辰巳は、先島の起と先について、次のように記している⁽²⁰⁾。

宮古島、八重山島は貢米粟に限り三斗入にして、内二斗八升は本途斗立、二升は蔵役人心付なり。／雑穀の内、粟、粟粿、黍、黍粿を除くの外は、一俵四斗一升入にして、内、二斗八升は本途斗立共、九升は缺補、四升は蔵役人心付なり。

これによれば、先島では1俵は3斗で、内訳は斗立2斗8升、蔵役人心付2升であるとしている。これを1石に直すと、先では1石2斗と

なる。先島においては、他の琉球の他の地域とくらべて、斗立の高は変わらないが、蔵役人心付は1石に付8升と半分になっている。雑穀の内、粟、粟粃、黍、黍粃以外の雑穀納場合は、1俵4斗1升で「欠補」9升が追加されるとあるが、先島の雑穀納の「欠補」は、ほかの史料では確認できない。

以上の1俵の入実高や起・先の問題は、薩摩または沖縄県庁（明治政府）に向けた、建前上の数値であり、実際の百姓の村レベルの負担は、別物であった。

（2）宮古島の斤目による取納

『貢反布沿革調』は宮古郡教育部会によって発行されているが、内容を見ると明治30年頃に宮古島庁が調査記録した文書だと考えられる。

『貢反布沿革調』には、以下のような明治期の役人のメモが収録されている(21)。

貢租・公費は、人民へハ石ヲ以テ賦課シ居リナガラ、人民ヨリ徴収スルニハ、総テ斤目ヲ以テ徴収スルノ旧慣ナリ。即チ古粟ハ八十三斤（内俵皮八斤ヨリ九斤迄）新粟八十五斤七合五勺（全上）ヲ以テ一表ノ斤量ト定メアリ。而シテ、此ノ斤量ニ相当スル一俵ノ粟ハ大概三斗一升五合乃至二升アリト云フ。右一俵ニ就キ、一升五合乃至二升ヲ正数外ニ増徴スルハ、那覇上納迄ノ間ノ欠減ノ補欠ニ供フル為メナリト云フ。矢張、旅館〔蔵元のことであろう〕詰吏員ノ役徳ニ帰スル歟。

村レベルでは、穀物（粟）が斤目で取納していたとする宮古島の史料では、近代に成立した『貢反布沿革調』が唯一のものであるが、後で述べる八重山島の事例によって近世にさかのぼる事象であると考えられる。先高は、薩摩への事実上の納高であるが、1俵の起高2斗5升は、1石起を実納高である先で計算すると、1.26石から1.28石の間となる。すなわち『貢反布沿革

調』によれば、「欠減」がなければ、1升5合から2升が蔵元に余ることになるが、その使途については「詰吏員ノ役徳ニ帰スル歟」と記されており、島庁役員は帳簿にも記されない役得と考えていると思われる。

「一木書記官取調書（宮古島ノ部）」（以下「一木取調書」と略称する）には、「御蔭米」について、次のように記されている(22)。

御蔭米トハ、仕上世座・所遣座・船手座ノ役々、各其身分ニ応シテ分配シタルモノニシテ、租税外ニ年々一定ノ額（百十一石起）ヲ徴収シタルモノナリ。首里大屋子以下各村詰員ハ、席順勲功ニ依リ、右三座ニ兼勤スル旧慣ニシテ、無給吏員ノ如キハ此御蔭米ヲ目的トシテ勤務セリト云フ。然ルニ客年中、各役座交代ヲ廢シテ、仕上世座ハ稅務係、所遣座ハ會計係、船手座ハ農商係ノ一部トナシ、各専務ノ吏員ヲ置クコト、ナリタルニ付テハ、御蔭米ノ廢止ハ当然ノ処分ナルヘシト雖トモ、吏員ニ於テハ若干年ニ一回受クルヲ得ヘキ俸給ノ一部ヲ失ヒタルト同一ノ感ヲ懷キタルモ、亦敢テ奇トスルニ足ラサルナリ。

1俵に付、1.5升から2升は、1石当たり、6升(0.06石)から8升(0.08石)の余分が出ることとなる。「宮古島仕上世座例帳」等に記された近世来の穀納起高1,616石(23)に、余分0.06石を掛けると96.96石、0.08石を掛けると129.28石余となる。仮にその中間値をとると113.12石となり、一木書記官のいう「御蔭米」111石と近似値となることから、この斤目による増量のことではないかと考えられる。なお、笹森儀助が収集した「宮古島取調書」には、上納粟は「三斗六升入ニシテ」で金額にして1円60銭とあるが(24)、同じ頃に成立した「沖縄県宮古島々費及島政改革請願書」には、「三斗入一俵」で1円66銭8に換算すると記され金額的に

ほぼ一致していることから(25)、「宮古島取調書」の誤記であろう(26)。

(3) 八重山島の斤目

八重山島の斤目による取納は、「参遣状」康熙50年(1711)11月24日付の御物奉行から在番宛の「覚」に次のような記述がある(27)。

其島上納米粟之儀、蔵方江相納候砌、米俵八拾壹斤、粟俵八拾三斤廻ニ請取候故、斤目致相違、三斗込ニシテ差登候付、百姓中疲ニ罷成候由申出趣有之、此節検者ヲ以取納申渡候処、落米有之、右落米之儀者上納方ニ引合相立置候。然者斤目ヲ以例仕候処致相違、入実不足ニ有之、包差引仕候得者拾二・三斤之等〔薄〕も有之候付、今程例難相究候。尤、俵作之儀ハ、粟八・九斤、米六・七斤先年仰定置候処、右通相替候儀、笑止之至ニ候間、向後入念相調、入実之儀者此中之様入付、来夏差登候様ニ可被申渡候。左候ハ、其節何分与相究可申渡候。

以上

「享保2年(1717)」以前の文書で、「三斗込ニシテ差登候付、百姓中疲ニ罷成候由申出趣有之」とあり、近代の文書では宮古島は「三斗二升」(先述)、八重山島は「三斗壹升」(後掲)とあることを見れば八重山島だけではなく先島の先高は、確定しておらず、揺れていた可能性もある。いずれにしても、斤目による取納は近世中期以前に遡ることを示す史料である。また、1857年の「翁長親方八重山島規模帳」には、「納穀壹俵ニ付斤目八拾貳斤之御定候」とあり、近世後期には、米・粟とも、1俵は82斤が「憲法」であった(28)。仮に宮古の例にならって古粟83斤を3斗1升5合とすると、82斤は、約3斗1升1合になる。「八重山島取調書」(笹森儀助収集文書)には、次のように記されている(29)。

一、貢租民費穀等ハ三斗入ノ斤目ニテ徴収

スベキ勿論ナルニ、虫害等ノ欠減ヲ補填スル為メ三斗壹升入ノ斤目ニテ徴収セシ旧慣ナルヲ、右ハ正数外ノ貢租民費穀ヲ徴収スルニ該当シ、甚タ不穩当ニ付、本〔明治26年〕年三月、三斗入ノ斤目、即チ米ハ八拾貳斤、粟ハ八拾四斤(米粟トモノ俵皮皆掛)ツヽ、徴収スル事ニ改正。

『貢反布沿革調』(宮古島)には、元の斤目は記されてあるが新しい斤目は記され書いていない。後には八重山島と同様に1俵「八拾四斤」となったのではないだろうか。

(4) 斤目割頭懸

「八重山島取調書」には、元の斤目は記されていないが「三斗壹升入ノ斤目ニテ徴収セシ」とあり、八重山島でも実際の村レベルでは、何斗ではなく、斤目で取納されていた。

先に述べた宮古島の例を見れば、「三斗壹升入ノ斤目」とは82斤であったのではないだろうか。すなわち、村レベルでは「石高」は全く機能しておらず、石高による頭(人頭)割ではなかった。このような収納のあり方は斤目収納が近世文書でも見えることから近世に遡ることが明らかで、いわゆる人頭税制度は、村レベルでは「重量性(斤目)頭懸(人頭税)」制度であった。

奈良原知事が八重山島まで赴いたかどうかは明確ではないが、明治26年3月、八重山島にも内訓があり、供夫が廃止されている(30)。宮古島も八重山島も、同時期に斤目増量は廃止されたと考えられる。八重山島の蔵元絵師が書いた画稿には、鳥居状の大きな計量用の柱が2本立てられ、その上部に丈夫な「斤量やあま」が据えられ、俵を計量している様子が記されている(図1)(31)。図2は村番所における取納作業だと思われるが、稲束の計量風景が描かれている。なぜ稲束で計量するのか不明であるが(稲



図1 蔵元貢納図

* 枘と大きな秤があることから蔵元と判断した。

- ①蔵元へ運ぶ図、
- ②三斤目の計量、
- ③3斗俵の詰め替え、
- ④仕上世座の蔵への収納、と考えられる。

* 『八重山蔵元絵師画稿集』(1993年、石垣市立八重山博物館)より重引作成

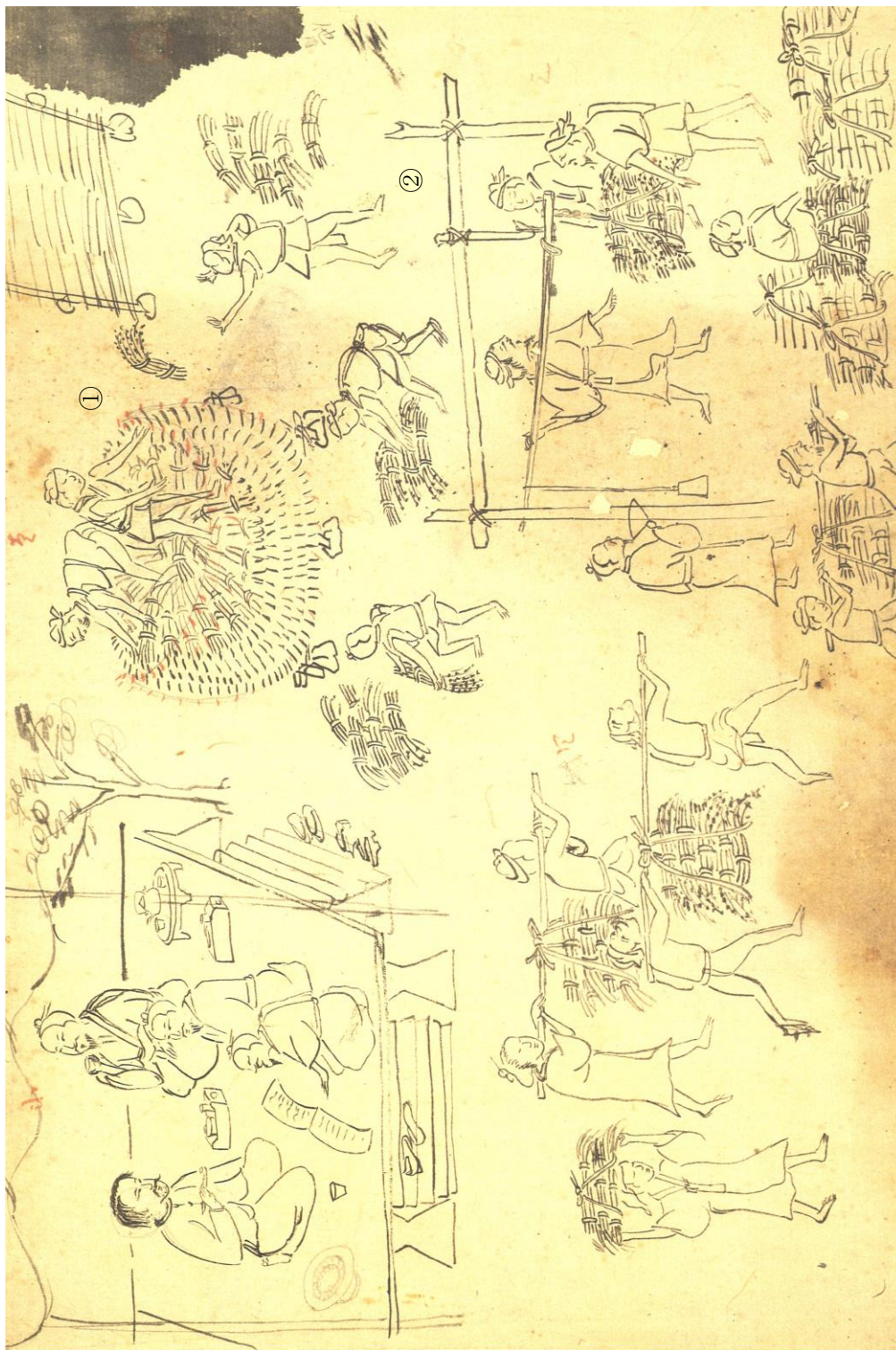


図2

村番所貢納図

- ①稲叢(シラ)があるため、番所と判断した。
- ②稲束をなぜ計量するのか不明であるが、稲束の重さで、だいたいこの収量がわかるためであろうか。

*『八重山蔵元絵師画稿集』(1993年、石垣市立八重山博物館)より重引作成

束の重さで、だいたいの収量がわかるためであろうか)、計量図の下の図は、俵詰め作業のように見える。

(5) 八重山島の田畑面積と貢租の粟納と米納

「明治25年統計一覧略表」により田畑面積、「八重山島取調書」の「沖縄県八重山列島各村落統計表」(以下「各村落統計表」と略称する)により、明治25年八重山島の田畑面積と米・粟の貢納をみていくと、次のとおりである(表1)。

「各村落統計表」の備考には、「貢租八年々異動ナク、米一二八六七五〇合(1,286石7斗5升、粟五〇六一五一合(506石1斗5升1合)ニシテ、本表ノ米・粟、之ト符合セサルハ米・粟換納アリシト、四捨五入石位ニ留メタルニ由ル」

と記されているが(32)、「米」と記された高は粟高のことで、「粟」と記された高は米高のことと考えられる。米と粟を逆に記した可能性の検証のため、表1で各村および各地域の田・畑割合と米・粟割合を算出した。「各村落統計表」本表に米・粟の数値が逆に記載されたとすると、田が優位な西表島の貢租が粟で約90%納められることになり、余計に矛盾が生じることから本表に米と粟が逆に記された可能性はほとんどない。備考欄は「米」と「粟」を逆に記したと考えられる。これに類似した記述は、「明治25年統計一覧略表」の「貢租穀及反布ノ運搬費」にも見られる。「沖縄県八重山列島各村落統計表」と「明治25年統計一覧略表」を比較すると、貢

表1 「明治25年統計略表」にみる田畑と「沖縄県八重山島八重山列島各村落統計表」にみる貢租・地方費の米納と粟納

地域	村名	田(反)	畑(反)	田畑計	田割合	畑割合	米計割合	粟計割合	貢租(石)		地方費(民費)		米計	粟計	米粟計
									米	粟	米	粟			
四ヶ村	登野城村	629.8	874.9	1,504.7	41.9%	58.1%	11.0%	89.0%	21	104	8	130	29	234	263
	大川村	589.7	673.1	1,262.8	46.7%	53.3%	11.0%	89.0%	15	93	9	101	24	194	218
	石垣村	506.4	801.9	1,308.3	38.7%	61.3%	14.0%	86.0%	14	110	20	98	34	208	242
	新川村	705.4	922.3	1,627.7	43.3%	56.7%	25.7%	74.3%	7	92	42	50	49	142	191
	小計	2,431.3	3,272.2	5,703.5	42.6%	57.4%	14.9%	85.1%	57	399	79	379	136	778	914
南5村	真栄里村	166.4	411.7	578.1	28.8%	71.2%	17.9%	82.1%	6	19	6	36	12	55	67
	平得村	693.2	1,475.9	2,169.1	32.0%	68.0%	18.9%	81.1%	18	64	21	103	39	167	206
	大浜村	495.1	1,800.5	2,295.6	21.6%	78.4%	17.3%	82.7%	23	88	25	141	48	229	277
	宮良村	359.7	763.2	1,122.9	32.0%	68.0%	13.2%	86.8%	11	54	10	84	21	138	159
	白保村	455.3	1,733.3	2,188.6	20.8%	79.2%	5.4%	94.6%	3	79	8	113	11	192	203
小計	2,169.7	6,184.6	8,354.3	26.0%	74.0%	14.4%	85.6%	61	304	70	477	131	781	912	
中北部村落	盛山村	38.1	242.5	280.6	13.6%	86.4%	0.0%	100.0%	0	9	0	13	0	22	22
	桃里村	57.4	51.9	109.3	52.5%	47.5%	16.7%	83.3%	0	8	3	7	3	15	18
	名蔵村	65.3	54.4	119.7	54.6%	45.4%	58.3%	41.7%	1	4	6	1	7	5	12
	崎枝村	66.2	39.8	106.0	62.5%	37.5%	63.2%	36.8%	4	5	8	2	12	7	19
	川平村	331.8	293.7	625.5	53.0%	47.0%	75.3%	24.7%	18	23	52	0	70	23	93
	椋海村	141.0	54.1	195.1	72.3%	27.7%	76.0%	24.0%	6	5	13	1	19	6	25
	伊原間村	110.4	60.5	170.9	64.6%	35.4%	86.7%	13.3%	8	4	18	0	26	4	30
	平久保村	137.4	61.8	199.2	69.0%	31.0%	92.6%	7.4%	10	2	15	0	25	2	27
	野底村	79.8	26.9	106.7	74.8%	25.2%	94.1%	5.9%	7	0	9	1	16	1	17
	小計	1,027.4	885.6	1,913.0	53.7%	46.3%	67.7%	32.3%	54	60	124	25	178	85	263
西表島	古見村	480.1	110.5	590.6	81.3%	18.7%	94.6%	5.4%	32	0	38	4	70	4	74
	高那村	120.3	39.0	159.3	75.5%	24.5%	70.6%	29.4%	6	1	6	4	12	5	17
	上原村	321.8	158.4	480.2	67.0%	33.0%	93.5%	6.5%	21	0	22	3	43	3	46
	西表村	899.2	249.5	1,148.7	78.3%	21.7%	90.1%	9.9%	69	18	95	0	164	18	182
	崎山村	506.4	173.3	679.7	74.5%	25.5%	98.6%	1.4%	31	0	41	1	72	1	73
	南風見村	78.2	9.4	87.6	89.3%	10.7%	70.0%	30.0%	4	0	3	3	7	3	10
	仲間村	30.9	17.3	48.2	64.1%	35.9%			0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,436.9	757.4	3,194.3	76.3%	23.7%	91.5%	8.5%	163	19	205	15	368	34	402
離島村落	竹富村	18.8	1,668.6	1,687.4	1.1%	98.9%	26.0%	74.0%	0	86	69	110	69	196	265
	黒島村	25.0	1,608.7	1,633.7	1.5%	98.5%	0.0%	100.0%	0	70	0	114	0	184	184
	新城村	135.6	378.9	514.5	26.4%	73.6%	45.8%	54.2%	1	29	32	10	33	39	72
	小浜村	868.6	1,006.2	1,874.8	46.3%	53.7%	79.0%	21.0%	52	31	110	12	162	43	205
	鳩間村	195.6	353.3	548.9	35.6%	64.4%	52.4%	47.6%	17	11	16	19	33	30	63
	波照間村	596.2	2,974.0	3,570.2	16.7%	83.3%	6.6%	93.4%	11	78	5	148	16	226	242
小計	1,839.8	7,989.7	9,829.5	18.7%	81.3%	30.4%	69.6%	81	305	232	413	313	718	1,031	
与那国島	1,708.1	2,206.0	3,914.1	43.6%	56.4%	88.6%	11.4%	197	91	565	7	762	98	860	
合計	11,613.2	21,295.5	32,908.7	35.3%	64.7%	43.1%	56.9%	613	1,178	1,275	1,316	1,888	2,494	4,382	

※「明治25年統計略表」「八重山島取調書」より作成 貢租・地方費の米粟割合 34.2% 65.8% 49.2% 50.8%

租高はほぼ一致するが、貢布の内訳には違いがある。「各村統計表」は明治25年末の情報であり、「明治25年統計一覧略表」は明治25年度の情報であるため、違いが生じた（「明治25年統計一覧略表」の情報が古い）と考えられる。

「明治25年統計一覧略表」を作成した際に米と粟を逆に記した誤りを「各村統計表」も踏襲した可能性が高い。また、同様な記述は『旧慣租税制度』参照式の「八重山島貢租穀反布運送費取調」にもあり、米が「田租」、粟が「畑租」となっている(33)。

「貢租八年々異動ナク」と記されていること、民費に米の割合が多いことに着目すると、各村は米と粟の負担割合（高）は決まっていたと推定される(34)。喜舎場永珣は「宮古では粟納で八重山では米納が原則であったが、時には粟納も許された」と述べているが(35)、「米納が原則」であったかは疑問である。また『旧慣租税制度』の「凶作ノ年ニ限り、幾分ハ粟ヲ以テ換納スルコトヲ許セリ。其ノ換算方、粟壺石ヲ以テ米壺石之比例トス」(36)としているが、これも米が凶作のときに「米納」分を粟で納めると解釈でき、八重山島からは米と粟が貢納されていたと考えられる。

得能壽美は、「近世八重山の人頭税制における粟納」のなかで、近世の粟納の実態について明らかにしつつ、「八重山の近世史料においては、田租・畑租が同列に記載され、さらに米と粟を合計し何石とする場合がみられた。なぜ、米何石粟何石と合計することができたのか」と問題提起をしている(37)。村レベルでは粟納と米納の高はすでに決まっていたとすれば、「粟壺石ヲ以テ米壺石」の交換比率であることから、米が不作のとき米の分を粟で代納したとしても実際には米を収納したように帳簿上は付けるため（逆の場合も同じ）、合計が行われたと考えすることはできないであろうか(38)。

2 『御財制』と『里積記』の貢租

(1) 『御財制』に見る貢納物と貢納高

『御財制』は、王府によるいわば収入と支出を記した文書であり(39)、先島の貢租高が記されており、『里積記』にも、おおむね同様な内容が記されている(40)。『御財制』と『里積記』という王府レベルの文書は、ともにすべて石高で表示されていることが特徴であり、この二つの史料に記されている宮古島と八重山島の貢租・貢布（産物）と貢租高は次のとおりである（表2）。

『御財制』の成立年について、田里修は1728年としているが(41)、先島の数値は、康熙50年(1711)に改定された夫賃米高が反映されていないため、先島に関する記載内容については1710年頃の数値と判断した(42)。『里積記』は、「両先島上納之事」という項目のなかに、「両島とも寛延二（乾隆十四）^{乾隆十四}寛延二己巳年規模帳表取立申候」と記されている。『御財制』では「荒欠地出米」・「御賦米」・「牛馬出米」は、最初の方に記されているが、琉球全体の負担高のみが記されており、先島の負担高は記されていない。『御財制』に記された記事および『里積記』に記された記事と数値を参考に宮古島と八重山島の負担高を示した。

『御財制』の最も大きな意義は、第1に先島の貢租高・貢布・産物納の数量が記され、かつこれがすべて石高に換算された最初の史料であることである。第2に、「頭懸」の起源とその方法が記された最初の史料であることである。先島からの貢納は、「八重山島年来記」（以下、「年来記」と略称する）に記された崇禎元年(1628)条の「掟」にも見えるが、数量は不明である(43)。適記すると、次のとおりである（表3）。また、「年来記」の順治4年(1647)条の記事には、貢納物が詳細に記されている（表4）〔以下、「順治四年貢納物」という〕(44)。

表2 『御財制』 (1710年頃) と 『里積記』 にみる先島島の貢租・産物 (1749年頃) (穀単位: 石)

御 財 制					里 積 記	
貢 納 種 類	疋・反 たり石換 算高	産物貢納	石高換算	貢納高	石高	
宮古島	直上布	0.25263	2,411 疋	609.10000	布代	里積記石高換算÷ 御財制石高換算= 倍率 2.64 2,216.63508
	本上布	0.12627	116 反	14.64754		
	直下布	0.08727	2,228 反	194.42899		
	本下布	0.06749	314 反	21.19095		
	(貢布点数計/石換算計)		5,069	839.36748		
	粟(惣物成)			1,173.70403	納粟	1,150.42367
	粟(給地)			423.54888		
	ふくみ筵		105 枚	2.41071		
	あだん葉筵		101 枚	1.70051		
	角俣			6.69551		
	宮古島より相納候運賃并部下届			35.25634		
	銭(夫賃諸色代銭)		6,231 貫	39.74071	夫賃米	839.19079
	荒欠地出米	0.01775	*1	221.14350	荒欠地出米	221.14350
	御賦米		*2	186.13437	御賦米	186.13437
	牛馬出米(2,019疋)		*3	39.53120	牛馬出米	39.53120
				新盛増出米	58.80548	
				在番出米	8.48365	
合 計			2,969.23324	貢納高計	4,720.34774	
八重山島	直上布	0.28319	1,226 疋	347.19412	布代	里積記石高換算÷ 御財制石高換算= 倍率 2.67 1,502.34406
	本上布	0.13624	46 反	6.26696		
	直下布	0.09187	2,136 反	196.23495		
	本下布	0.07226	175 反	12.64581		
	(貢布点数計/石換算計)		3,583	562.34184		
	米・粟(惣物成)		824 石	824.97250	納米	823.94574
	米・粟(給地方)		303 石	303.33553		
	黒縄		1 万	43.32337		
	みゝくり			1.49713		
	銭(夫賃諸色代銭)		1,884 貫	12.01766	夫賃米	549.12397
	八重山島より相納候運賃并部下届		19 石	19.86654		
	荒欠地出米	0.01775		117.81245	荒欠地出米	117.81245
	御賦米			99.16158	御賦米	99.16158
	牛馬出米(4,487疋)			87.36189	牛馬出米	87.36189
					新盛増出米	31.32815
				在番出米	4.49500	
合 計			2,071.69049	貢納高計	3,215.57284	

*1「荒欠地出米」は、『里積記』によれば、元和2年(1682)に始まり、正徳元年(1711)に改定された。

*2「御賦米」は、『御財制』では、総徴収高が記されている。

*3「牛馬出米」は寛永12年(1635)に始まり、元禄7年(1694)改定された。

**~*3は、貢納高は、『御財制』では、琉球国全体の高のみが記されているが、ここでは『里積記』に基づいて記した。

※『御財制』与世永家本より作成 『那覇市史第1巻の12』

※『里積記』は、『那覇市史第1巻の2』より作成

しかし、穀納以外は石高換算はなされていない。

『御財制』の貢納物は、おおまかに①穀納、②布類、③産物(宮古島は、ふくみ筵・あだん葉筵・角俣、八重山島は、黒縄・みゝくり)、

④銭となっている。①穀納、②布類は、宮古島と八重山島も同じであるが、③産物は、両島とも気候条件には大差がないにもかかわらず、重ならない。『御財制』によれば、宮古島の

表3 崇禎元年(1628)の貢納物

「八重山島年来記」より作成

	貢納物	数 量	備 考
1	直上布	不明	長さ11尋／幅1尺8寸＝疋
2	直下布	不明	長さ7尋／幅1尺4寸＝反
3	胡麻	男頭数に5升ずつ	胡麻が無いときは、粟6升ずつ
4	馬尾	馬2疋に付5匁ずつ	長さ3寸ずつ
5	牛皮	牛10疋に1枚ずつ	皮1枚に付4斤より上
番外	鯨の白糞、1斤に付米5石、黒糞、斤に付米5斗の算用で、国元(薩摩藩)が払う ※夫遣いは省いた。		

表4 順治4年(1647)の貢納物

「八重山島年来記」より作成

	貢納物	石 高	数 量	備 考
1	米	855.71535		
2	牛馬口銀	85.91180		馬566疋、牛3,932疋
3	直上布		1,441疋7尋3尺	原文は「反」であるが(表1)では、単位は疋となっているため疋に修正した。
4	本上布		55反5尋4尺9寸2分	
5	直下布		2,576反3尋4尺0寸8分	
6	本下布		191反5尋2尺3寸4分	胡麻が無いときは、粟6升ずつ
7	角俣		790斤100匁	
8	黒縄		9,000房 88斤120匁	斤にして、14,488斤140匁
9	牛皮		327枚	12疋に1枚 3932疋÷12=327 4斤より上は1斤に付4合
10	馬尾		17斤100匁	馬566疋定納 1疋に付5匁 計算が合わない。
	石 計	941.62715	布計 1441疋7尋3尺	2824反5尺3寸4分

※夫遣いは省いた。

※1疋=55尺=11尋 1反=35尺=7尋=35尺

「ふくみ筵／あだん葉筵／角俣」は、天啓五乙丑年(1625)の「物成帳」に「浮得定納」と記されているが、八重山島の「黒縄／みまくり」は以前からあるが、由来は不明であると記されている(45)。『御財制』の「宮古島上納」および「八重山島上納」の項には産物が数量は記されているが石高は記されておらず、産物の石高は「諸座所望物諸色代」の項で記されている。

「参遣状」康熙29年(1690)条によれば、「直上布 今上布／本上布 今中布／直下布 今下布／一、本下布 今下々布／右之通前々取払仕候処、中比より名替仕、尔今室(至力)申儀有之二付、如前々取払可仕旨被仰出候間、向後右通取払仕候様可被申渡候」とあり、布の名称を変更したと記されている(46)。この名称変更は

『御財制』を見れば明らかなように定着しておらず(表2参照)、「八重山島仕上世座例帳」(1874年)の「定納布并御用布名定之事」によれば、「右前々より肩書之通唱来候処、乾隆四年(1739)直之字唱候儀、被召留候付、本行之通、名替被仰下候事」

と記されている(47)。『御財制』の貢納高が記された1710年頃には、白上布・白中布・白下布という呼称は定着していなかったことから、そのような表記になったのであろう。

「定納布并御用布名定之事」を見ていくと、『御財制』の直上布・本上布・直下布・本下布という布種も表向きのもので、『御財制』の時点でも実態としてはほかにも布の種類があったと考えられる。「宮古島仕上世座例帳」と「八

重山島仕上世座例帳」の「定納布并御用布名定之事」に掲げられている布は、次のとおりである(表5)(48)。宮古島では、13種の布が記され、八重山島では11種の布が記されている。前述の「参遣状」康熙29年条に見られる「本下布今下々布」は、名称変更の年に廃止された(49)。

(2) 『御財制』と『里積記』の比較

『里積記』と『御財制』の貢布について比較してみる。『里積記』には、「代布」としてしか記されておらず、代布の石高のみが記されているが(表2参照)、宮古島は「宮古島仕上世座例帳」に記された白上・中・下布の数量と『近世地方経済史料』第10に収録されている「宮古

島并久米島貢布之事」(50)に記された白上・中・下布の石高換算に基づいて、『里積記』の「代布」換算石高を検証し、八重山島は「諸座規模帳」に記された数値に基づいて検証した(表6)。

白上・中・下布の数量にそれぞれの石換算を掛けると、おおむね『里積記』の「代布」石高と一致することから、表向きの白上・中・下布の数量は、「宮古島仕上世座例帳」に記された白上・中・下布の数量と同じであるといえる。また、『御財制』の直上布・本上布・直下布・本下布という布種は数量からみて、直上布⇔白上布、本上布⇔白中布、直下布⇔白下布と、おおむね対応している。前述のように、本下布は、

名称変更の年に廃止されたが白上布(本直布)約136反余が追加された。その結果、数量が『御財制』より『里積記』は、宮古島は71反、八重山島は39反少なくなっている。

しかし、大きな問題は数量の問題ではなく、石高換算の問題である。貢布の石高換算は、『里積記』では宮古島は『御財制』の2.64倍、

表5 布の新旧名称 「富川親方両島仕上世座例帳」より作成

八重山島仕上世座例帳		宮古島仕上世座例帳	
旧名称	新名称	旧名称	新名称
1 直上布	白上布	直上布	白上布
2 あい島直上布	紺島上布	紺島直上布	紺島上布
3 赤島直上布	赤島上布	赤島直上布	赤島上布
4 本上布	白中布	本上布	白中布
5 紺島本上布	紺島中布	紺島本上布	紺島中布
6 赤島本上布	赤島中布	赤島本上布	赤島中布
7		紺染本上布	紺染中布
8 直下布	白下布	直下布	白下布
9		紺島直下布	紺染下布
10 あい島直下布	紺島下布	紺島直下布	紺島下布
11 赤島直下布	赤島下布	赤島直下布	赤島下布
12 式拾升あい島布	式拾升紺島上布	式拾升藍島布	式拾升紺島上布
13 あい島上布	紺島細上布	藍島細上布	紺島細上布

表6 『御財制』と『里積記』の貢布比較

地域	御財制			里積記			
	布種類	数量	石高	布種類	数量	代石	石高
宮古島	直上布	2,411 疋	609.10000	白上布	2,411 疋	0.70000	1,687.70000
	本上布	116 反	14.64754	白中布	116 反	0.29478	34.19448
	直下布	2,228 反	194.42899	白下布	2,228 反	0.20000	445.60000
	本下布	314 反	21.19050	白下布(追加)	243 反	0.20000	48.60000
	合計点数/合計石高	5,069	839.36703	合計点数/合計石高	4,998	*1	2,216.63508
八重山島	直上布	1,226 疋	347.19412	白上布	1,226 疋	0.75000	919.50000
	本上布	46 反	6.26696	白中布	46 反	0.31580	14.52680
	直下布	2,136 反	196.23495	白下布	2,136 反	0.25000	534.00000
	本下布	175 反	12.64581	白下布(追加)	136 反	0.25000	34.00000
	合計点数/合計石高	3,583	562.34184	合計点数/合計石高	3,544	*2	1,502.34406

*1 *2『里積記』の数値。白上・中・下布は、疋・反×代石で概算高を示した。表では疋・反以下の数値を省略したため若干少ない。『里積記』には、貢布内訳はないが、他の史料から援用した。なお、概算の合計は、宮古島は2216.09448石、八重山島は1502.0268石である。

※『御財制』の数値は、表1。『里積記』の数量・代石は、宮古島の数量は「宮古島仕上世座例帳」代石は『近世地方経済史料』第10巻より、八重山島は「諸座規模帳」より作成

八重山島は2.67倍となっている。「尚家文書」第686号「大蔵省御役々衆江御届扣」（那覇市歴史博物館蔵）および「琉球藩雑記」（『沖縄県史』第14巻収録）には、琉球国内の石高との換算率と薩摩貢納の石高換算割合鹿児島への貢納にあたっての石高換算は宮古島・八重山島とも26%強となっている(51)。すなわち、琉球国内の石高換算率と鹿児島県へ貢納の際の石高換算率は異なっており、その意味を解明していくことが求められる(52)。

このほか、『御財制』と『里積記』の比較では、『御財制』には銭で記されていた夫賃相当額が、『里積記』では宮古島が約800石増え、八重山島は537石余と増加している。また、新たに「新盛増出米」と「在番出米」が新たに創設され、宮古島は二つの出米を合わせて67石余、八重山島は約36石の増加となっている。

(3) 「参遣状」に見る直上布・直下布について

八重山島の「参遣状」康熙38年(1699)条には、直上布・直下布の代納をめぐる概ね同内容の文書が6件収録されている。最初の文書は、4月4日付の文書で、在番・同筆者の連名となっている(53)。以下、4月5日付から5月18日まで、村・蔵元役人連名、在番同筆者連名の往復文書である。ここでは5月5日付の村・蔵元役人連名の文書を紹介したい(54)。

覚

一、直上布千式百式拾六疋

内
 式拾疋毎年お初
 百五拾疋ハ、御物方并模合方
 式拾疋ハ、御初
 式百疋ハ琉球御用考
 〆三百七拾疋
 残而八百五拾六疋
 内
 六百拾五疋去年御用代上布之考
 残而式百四拾壹疋ハ芭蕉苧ニシテ千四百
 四拾六斤、代壹疋ニ付六斤ツ、
 一、直下布式千百三拾六反
 内
 式拾反ハ御初
 五百三拾反御物御方并模合方
 九拾反御下屋敷方
 三百反琉球御用分考
 合九百四拾反
 残而千百九拾六反木綿布相調口(分カ)
 考

右寅年払帳之表相考如此御座候。已上
 [蔵元役人連名省略]

この文書は、『御財制』に記されている直上布・直下布について、八重山島の蔵元レベルにおける王府(薩摩)の貢納を検討した最終の「覚」である(表7)。しかし蔵元の検討の過程では、例えば、直上布の241疋分について「右残直上布之儀、現米ニ而上納仕候得者、女仕事無之疲罷成候間、半分ハ御用布相極、定手形被下候ハ、

表7 「参遣状」康熙38年条直上布・直下布の貢納検討表 「参遣状」より作成

貢布の行先と代納		直上布	単位	直下布	単位	備考
御物方・模合方	薩摩藩	150	疋	530	反	
毎年御初	王府	20	疋	20	反	
下屋敷御用	薩摩藩	0	疋	90	反	
琉球御方御用分	王府	200	疋	300	反	
御用代上布	王府・薩摩藩	615	疋	0	反	
代納芭蕉苧	? (王府)	241	疋	0	反	芭蕉苧にして1446斤、1疋に付6斤。
代納木綿布	? (王府)	0	疋	1,196	反	前年の実績による
計		1,226	疋	2,136	反	

夏中相調置候。致上納余者、木綿花・同布・はせを苧を以可仕候」と、直上布に代えて米の貢納が検討されていこともあり(55)、貢布の過度な要求はなかったことが伺われる。18世紀に入ってから、『御財制』や『里積記』のような疋・反加えて8千500点前後の貢布(表6参照)となった可能性が高い。しかし、王府(薩摩)の貢納を検討した最終の「覚」(前掲)では「本上布/本下布」の検討がされておらず、貢布貢納の全てを検討した史料ではないことに留意しておきたい。

3 貢布模様の複雑化・貢布量減少と収奪強化

(1) 近世初期の貢布

先島は古琉球から「太平布」の産地として知られ、薩摩にも献上されていたが(56)、これは一種の貢ぎ物として先島から王府に献上され、さらに薩摩に献上されたと考えられる。薩摩侵攻後王府は、貢布として定期的貢納を目指した。宮古島の場合、『里積記』によれば1625年、穀物徴発の記録として最初に登場する玉那覇親雲上の徴発は、2,154石余であるが「石之内より反物御用分ハ御買入之筋ニ被仰付」とも記されており(57)、徴発額2,154石余には、布の分が含まれているが、反数は不明である。『球陽』によれば、1625年に、算用奉行を設置し、「諸庫の御物並びに知行高を管し、及び貢船事務を査検す」とある(58)。算用奉行の設置以後に、穀物徴発の増大に力を入れ、かつ、布の石高換算が可能になったと思われる。『球陽』によれば、尚寧王31年(1619)条には、「各島諸村邑、績織屋一座を創建」と記されている(59)。

「年来記」崇禎2年(1629)条の記事にも、石垣間切と宮良間切の「米粟」と「直上布」の貢納高が石高で示されている(表8)(60)。この記事は、大浜間切の貢納内訳が欠落しており信頼性に欠けるが、布が石高で示されている

ことに注目しておきたい。

「年来記」の「順治4年貢納表」(表4)は、貢納内容が『御財制』を酷似しており、一定の信頼性がある。順治4年(1647)には、「宮古島在番記」によれば宮古島の頭三人が「定納布品悪敷有之二付」という理由で解任されている(61)。「順治4年貢納」が作成された背景には、薩摩の要求水準が高くなったことがあったと考えられる。貢納高が石高によって示された史料に、羽地朝秀が1661年に薩摩藩に対して報告した「内検代廻」がある(62)。これによれば、先島の貢租は、次のとおりである(表9)。『御財制』の貢納高よりも多くなっており、米や布などの内訳は記されていない。この高は、貢布を含めた貢納高で、羽地が独自に試算した結果と考えられ、『御財制』には「順治十八辛丑羽地王子御国元江持登候代廻ニハ、二斗七升七合六勺七才と有之候。此代廻何様之差引ニ而候哉、不相知候」〔八重山島は、「三斗式升七合三勺式才」〕と記されている(63)。また、「崇禎九丙子年(1636)御当国初而人数改有之、其翌年より頭懸之配当有之、其以来四ヶ年之改迄ハ、人数ニ随穀物反物共多少有之候処、順治十六己亥年(1659)〔実際には順治17年〕故喜屋武親方渡海ニ而物成究之時、粟反物共量数相極、人数之増減無構定納ニ被申付置候」とも記されて

表8 崇禎2年の貢納「八重山島年来記」より作成

間切名	納高(単位:石)		
石垣間切	693.32660	米粟	412.77561
		直上布	280.55099
宮良間切	688.84260	米粟	390.62667
		直上布	298.21593
大浜間切		不明	
合計	1,382.16920	米粟計	803.40228
		直上布	578.76692
		合計	1,382.16920

(単位:石)

表9 内検代廻貢納高

地域名	納米(単位:石)
宮古島	3,458.384
八重山島	2,172.255

いることを鑑みれば⁽⁶⁴⁾、1660年以後の貢納から貢布が定量化した。「内検代廻」は、数値の根拠をよく分からない旨を記しているが、その数値は『御財制』や『里積記』の大きく異なることがないことから(表2参照)、定量化が「内検代廻」の試算を可能にしたのではないだろうか。

(2) 「順治四年貢納」より『御財制』の貢布量減少

『御財制』の八重山島の貢布(表2参照)と「順治4年貢納表」(表4)と比較すると(疋・反以下の端数は省略する)、「直上布」は「順治4年貢納表」より『御財制』が215疋、それ以外の反布計も『御財制』が218反少ない。反布の『御財制』の数値は1710年頃と推定される。八重山島の順治4年の人口は、5,482人、『御財制』成立直前の1705年には、9,179人と人口は約2倍に増えており⁽⁶⁵⁾、貢布の減少は不自然である。また、1750年の『里積記』では、『御財制』の時点よりもさらに、宮古島が疋・反計で71点、八重山島が疋・反計で39点、数量が減っている(表6参照)。

「参遣状」康熙38年(1706)条には、直下布1,960反分の代納として米299石の高が示され、「壹反ニ付式斗五升ツ、」となっている⁽⁶⁶⁾。「直下布」は1737年の名称変更では、白下布となった(表5)。「諸座規模帳」では、「白下布」は2斗5升の石換算となっており(後掲:表10)、18世紀中頃以降の琉球国内の貢布換算率と一致する。『御財制』以前に、琉球国内の貢布換算率は定まっていた可能性が高い。貢布の石高換算が可能となったことで、例えば、白下布の価値を基準に定納布以外の御用布の所望も可能となり、「諸士詔之諸物、大和人御方詔之諸物・諸反物」が新たに加わり、また多様な模様の注文も増えたのであろう。

貢布量減少と模様の複雑化は、「参遣状」康

熙29年条(1690)には、次の記事が見られる⁽⁶⁷⁾。

乍恐申上候。毎年被仰付候御用布之内、上布・下布迄崩かうし、色々かすり之類六ヶ敷、御好之綾ハ仕手間過分ニ入申候処、代ハ立筋之類迄も同前之引合ニ而痛ニ罷成候間、成合於申儀二者、上布より下者立筋かうし之類被仰付被下度奉願候。此等之旨宜様御取成御披露頼上候。

これによれば、「崩かうし、色々かすり類」は織るのが難しく、お好みの模様は時間も多にかかると、織ることの困難さを訴えている。このような事情が、「順治4年貢納」より『御財制』の貢布量が減少した大きな要因と考えられる。このような「御用布」を含むは、は「農民達」の自主的意思で展開したのではなく、また自らの生計向上のためのものではなかった。薩摩藩の都合(要求)で模様が複雑化したのは、市場に向けた良質の反布を確保するためであり、貢布総量が減ったことは逆に労働強化を伴っていたと考えている⁽⁶⁸⁾。

梅木哲人は「太平布・上布生産の展開について」において「参遣状」を分析し、17世紀後半から薩摩からの「御用布」の注文による「生産」が増え、かつ模様が複雑になってきたことを明らかにし実証的な貢布研究に進展させた⁽⁶⁹⁾。一方で「なお、このような布の賦課は各村の農民達に割当てられるのであるが、その点は人頭税の問題と関連しているので別に論じたいと思う」と記しが、人頭税論として捉える視点からは正面から言及困難な側面がある。

「諸座規模帳」の「毎年御用定之事」には、大和御献上物御用として、①「白細上布拾反／白縮布拾反」がみえる。また、「諸御用物納所之事」には、「②御内原并御殿御殿御用之諸物／③諸士詔之諸物、④大和人御方詔之諸物・諸反物」が見える(通番の挿入は筆者)。①と②は、王府への献上物であり、古琉球か遅くとも

近世初頭から続いてきた供物(貢ぎ物)的性格を帯びた物といえよう。③と④は、供物的性格を帯びた「太平布」が貢布への転換過程で、代布・代米や銭・銀と交換価値のある産物として当時の社会に捉えられていたことを示している。さらに、「白川氏家譜(正統)」によれば、12世の恵治の康熙41年(1702)の記事に、藍蔵役として、心力を尽くし紺染めの研鑽を積んだと記されている(70)。

これらの事例を見て行くと、1637年に貢布制度が成立した時点から「御用布」は存在したと考えられるが、17世紀末から18世紀初頭に掛けて貢布の石高換算比率が定まるとともに、「御用布」需要が増え、先島の貢布は「薩摩上布」として、漸次市場への流通が展開して行ったと考えられ(71)、18世紀前後は、貢布の一つの転換点と見なすことができる。

4 「諸座規模帳」にみる貢納高と貢納物

(1) 「諸座規模帳」にみる貢納高

「諸座規模帳」の「高并年貢上納定之事」に記された八重山島の石高・貢租高は以下のとおり記されている(表10)。「諸座規模帳」の石高は、慶長検地高と寛永盛増高、寛永盛増と同時に追加された上木高が記され、6,637石余となっており、享保12年(1727)の盛増高244石余は記されていない。これは享保盛増が実質的な検地を伴わず、「新盛増出来」を算出するためだけ帳簿上の盛増であったからであろう。

「諸座規模帳」納米は、823石余で『里積記』の納米とは斗以下の端数に若干の相違があるが、ほぼ同じと見てよいであろう。また、「諸座規模帳」には貢布は次のように記されている。

一、白上布、千式百式拾六疋六尺九寸七分

一、白中布、四拾六反壹丈九尺七寸八分

一、白下布、式千式百七拾式疋〔反〕壹丈三尺三寸六分

内、百三拾三反式丈壹尺四分、本下布百七拾五反式丈壹尺三寸七分より成ル。

但、末年より本下布御召留、白下布上納被仰付候付、増引合を以取立直シ。

「諸座規模帳」の「代布引合之事」には、定納布としての白上布・白中布・白下布のほか、23種の貢布が確認でき、米・布・銭・銀への換算が示されており(表11)、記載形式は、次のとおりである(72)。

四五 代布引合之事

①一、拾九升縮布壹反、長七尋壹尺、幅壹尺六寸。代白上布、式疋四尋式尺。

代米、壹石八斗。但、絺代同断。

代銭、百七拾七貫六百文、銀ニして四拾四里四分。

雍〔康〕熙五十六丁酉正月より疋之時此例一中略一

反之時、拾壹升迄比例

②一、式拾升白布壹反、長八尋、幅壹尺三寸

代白上布ニ、式疋拾壹尋三尺三寸七分

代米、壹石六斗壹升三合七勺三才

代銭、百三拾九貫式百文、但、絺代同断。

銀ニ、三拾九厘八分

③一、白上布壹疋、拾升、長拾壹尋、幅壹尺七寸。

代米、七斗五升、但、絺代同断

代銭、七拾四貫文、銀ニ、拾八厘五分

一以下省略一

表10中の番号1の拾九升縮布は代米に続き「絺代同断」と記され、2の拾七升細上布は代布の続きに、4の式拾升白布は代銭の続きに「絺代同断」と記されている。しかし、「絺代同断」と記されているパターンがなぜ三つあり、また「絺」とは何か不明である。今後の課題としつ

つ、後考を俟ちたい。先に掲げた貢布以外に「絺代同断」が記された貢布は、次のとおりである。

白上布／白中布／白下布／拾九升赤島縮布
／拾七升紺島細上布／拾七升赤島細上布／
式拾升赤島布／赤島上布／赤島中布／赤島
下布

23の貢布名のうち、13の貢布に「絺代同断」が記されている。「布引合之事」によれば、第一の価値尺度は、白上布・白中布・白下布であり、第二の価値尺度は米・粟、第三は銭、第四は銀である。このような序列は、原則的に貢布の代納は、別の貢布で納めなければならないことを示している。布類は、ほかにも多く確認できるが、「代布引合之事」は一般的な布種を記したのであろう。「代布引合之事」に記されている布種以外の布は単発的なもので、「代布引合之事」にない薩摩藩・王族・王府役等の特別な所望は、布種に近いものを換算例の参考にしたのであろう。「諸座規模帳」の白下布の説明には「内、百三拾三反式丈壺尺四分、本下布百七拾五反式丈壺尺三寸七分より成ル／但、末年(1739年)より本下布御召留、白下布上納被仰付候付、増引合を以取立直シ」と記され、『御財制』の本下布175反余の貢納がなくなり、代わって白下布15反2丈余(約16反)が追加されたとある。すなわち、『御財制』(1710年)の時点からは貢布の布種に一部の変化はあったが、数量的には大きな変化はなかったといつてよいであろう。また、納米高と出米も『里積記』と「諸座規模帳」に大きな違いはない。

(2) 夫賃米と御用物

「諸座規模帳」には、夫賃米に関する記事として、(1)「夫賃米并御用物調料穀高定之事」、(2)「模合貯穀定之事」、(3)御用物調料不足ニ而御所帯御物より差足候時付届之事、(4)「夫賃米引合方之事」が記されている。

「諸座規模帳」の(1)「夫賃米并御用物調料

穀高定之事」によれば、夫賃米549石余のうち474石余は王府へ直納し、74石余は「御所帯方御用物調」のための夫賃だとされる。(2)「御用物調料不足ニ而御所帯御物より差足候時付届之事」によれば、「右夫高(74石余)」で「御用物調料」が足りないときは、「年貢上納粟」

(所帯方年貢約52石：口米含む)から運賃差引で「御用物調帳」へ差し寄せて「御用物」を調えるようにと指示されている。「御用物」とは、「諸座規模帳」のなかの「毎年御用定之事」および「諸御用物納所之事」に記された産物を指していると思われる。「毎年御用定之事」の一覧は、次のとおりである(表12)。「いりこ」と「白上布」、「黒小綱」が重複しているが、19種の産物が貢納の対象となっている。夫賃米549石余のうち74石余は、これらの産物を調達するための経費と考えられる。「御用物調料」が足りないことが想定されているのは、表11に記された布種以外に、不定量・不定期の産物の所望が想定されるからであろう。「諸御用物納所之事」には、「代布引合之事」(表12)記された以外の産物と納所が記されている。

諸端物／白鳥尾羽→御用物奉行所

御内原并御殿御殿御用之諸物／諸士詔之諸物→宮古御蔵

古綱→御船手

金鳩、但大和御用茂→花奉行

大和人御方詔之諸物・諸反物→親見世

桑鞍木→小細工奉行所

「宮古島仕上世座公事帳」には、「聞得大君御殿・大美御殿・佐敷御殿御始、大和御用・御仮屋御用、摂政・三司官御詔御用布」および「諸士詔詔布」(73)があったことが記されている。これらの御詔御用布／諸士詔之諸物等の産物は、「御用物調料不足」として「御所帯御物」約520石(表10参照)から立て替えられたと考えられるが、数量は不明であり、所帯方は詔えた人物

表10 「諸座規模帳」にみる石高と貢租および『里積記』との比較表

石 高	(単位：石)	貢 納 高	貢布反換算及『里積記』出米石高	備 考
前竿 (慶長検地)	5,980.93366	米 (口米)	807.75073	「諸座規模帳」の米と口米の合計は823.90574石で、約4升の違いがある。
盛増 (寛永盛増)	440.49576 *1	米 (口米) *4	16.15501	
上木	215.89094	(内所帯方)	510.36296	
(内、田高、上木含む)	5,117.03722	(内所帯方口米)	10.20726	
(内、畠高)	1,520.28311	(内給地方)	297.38777	
(小 計)	6,637.32033 *2	(内給地方口米)	5.94776	
		(小計)	823.90574	
		白上布 1,226疋 6尺9寸7分		
		白中布 46反1丈9尺7寸8分		
		白下布 2,272反1丈3尺3寸6分		
貢布石高計		貢布石高計	1,502.38385	
牛馬出米		牛馬出米	87.36189	
御賦米		御賦米	99.16158	
荒欠地出米		荒欠地出米	117.81245	
新盛増出米		新盛増出米	31.32815	
在番出米		在番出米	4.49500	
小計		小計	340.15907	
諸出米		夫賃米 (現上納)	474.22897	
		所帯方御用物調夫賃米	74.89500	
		夫賃米 (貯穀)	157.14098	
		小計	549.12397	
合 計	6,637.32036 *3	石高換算計	3,215.63899	
			549.12397	
			3,215.57284	

布度量衡 ① 1疋=11尋、② 1反=7尋、中布は7.5尋、③ 1丈=2尋=10尺、④ 1尋=5尺 ※「夫賃米 (貯穀)」は、計算外である。

*1 「里積記」では、440.49646石と、7勺の違いがある。 *2 合計と3才の違いがある。 *3 「里積記」の合計高は、6881.74041石となっている。また、享保盛増高、215.89094石が反映されていない。 *4 原文では「口舞」となっている。

表11 布御用布と定納布・米・銭・銀との換算高 「八重山島諸座規模帳」(1768年)より作成

布の名称	代布			代米		代銭		サイズ		
	疋・反	尺寸分り	尺換算	単位：石	倍率	銭(貫)	倍率	長け	幅	
	疋・反	尋	倍率							
1 19升縮布	白上布	2 4 2	132.000	1.80000	1	177.600	1	7尋1勺	1尺6寸	反
2 17升細上布	白上布	3	165.000	2.23000	1.24	222.000	1.25	11尋	1尺7寸	疋
3 20升赤苧布	白上布	2 5 0 3	135.300	1.84500	1.03	182.000	1.02	8尋	1尺5寸	反
4 20升白(マ)布苧反	白上布	2 1 3 3 7	118.370	1.61373	0.90	159.200	0.90	8尋	1尺5寸	反
5 9升木綿布				0.20000	0.11	24.000	0.14	7尋	1尺3寸	反
6 19升紺島縮布	白上布	2 10 0 2 8	160.286	2.18372	1.21	215.600	1.21	7尋1勺	1尺6寸	反
7 19升赤島縮布	白上布	3 8 0 8 5	205.857	2.05714	1.14	202.800	1.14	7尋1勺	1尺6寸	反
8 17升紺島細上布	白上布	3 7 0 3 5	200.350	2.73204	1.52	269.200	1.52	11尋	1尺7寸	疋
9 17升赤島細上布	白上布	3 4 3 5 7	188.571	2.57142	1.43	253.600	1.43	11尋	1尺7寸	疋
10 20升紺島布	白上布	2 6 3 7	143.700	1.93933	1.08	193.340	1.09	8尋	1尺5寸	反
11 20升赤苧地紺島布	白上布	2 10 4 3	164.300	2.24045	1.24	221.200	1.25	8尋	1尺5寸	反
12 20升赤苧地に赤島布	白上布	2 8 4 6 3	154.630	2.10839	1.17	208.000	1.17	8尋	1尺5寸	反
13 20升赤島布	白上布	2 5 0 2 4	135.246	1.84426	1.02	182.000	1.02	8尋	1尺5寸	反
14 紺島上布	白上布	1 2 1 8 9	66.948	0.91220	0.51	90.000	0.51	11尋	1尺7寸	疋
15 赤島上布	白上布	1 1 2 8 5	62.857	0.85714	0.48	84.400	0.48	11尋	1尺7寸	疋
16 紺島中布				0.38347	0.21	42.760	0.24	7尋半	1尺4寸	反
17 赤島中布	白中布	1 1 0 3 5	40.357	0.36091	0.20	40.000	0.23	7尋半	1尺4寸	反
18 赤島下布	白下布	1 1	40.000	0.28571	0.16	27.600	0.16	7尋	1尺3寸	反
19 拾七升白苧物かす	白上布	10 1 8 1	51.813	0.70654	0.39	69.712	0.39	10尋	1尺4寸	
20 拾七升白苧物	白上布	10 1 8 1	51.813	0.70654	0.39	69.712	0.39	10尋	1尺4寸	
1 定納布	白上布			0.75000	0.42	74.000	0.42	11尋	1尺7寸	疋
2 納布	白中布			0.35800	0.20	35.200	0.20	7尋半	1尺4寸	反
3 白下布				0.25000	0.14	24.000	0.14	7尋	1尺3寸	反

*No.1 「19升縮布」を1として、代布・代銭の換算倍率を小数点2桁まで算出した。

*塗りつぶしは、記載がないことを示す。

*布の価値を比較するため、「19升縮布」を基準に反に1として、倍率を示した。

※布度量衡 ① 1疋=11尋、② 1反=7尋、中布は、7.5尋、③ 1丈=2尋=10尺、④ 1尋=5尺 ⑤ 尺以下は10進法である

表12 「毎年御用定之事」一覧

「諸座規模帳」より作成

物品名	数量	備考 1	備考 2	富
1 上唐芋	10斤		御内原御用	○
2 いらこ	50斤		大方より、御内原御用	○
3 木綿花	100斤	先立船より	極上、御内原御用	○
4		仲立船より		
5 12升白木綿布	5反		長7尋半、幅3尺3寸、御足袋御用	○
6 白胡麻	3石起		大台所御用	○
7 黒胡麻	5斗起		大台所御用	○
8 ひはつ	4斤		大台所御用	○
9 みまくり	78斤40匁		大台所御用	○
10 蜜林耐	2斗		御料理座御用	○
11 いらこ	250匁		雍正11年より1年越御用、大方より、御奉行御替合の時、御進物御用のため、成べく位が良く、大方より、御料理座御用	○
12 いらこ	150匁		御料理座御用	○
13 白細上布	10反		大和御献上物御用	○
14 白縮布	10反		大和御献上物御用	○
15 白上布	150疋		年頭献上御用	○
16 牛皮	200枚		御船手御用	○
17 黒大綱一対	4046斤	127匁6り	御船手御用	○
18 黒小綱	400斤	200けた	御船手御用	○
19 黒小綱	600斤	300けた	銭御蔵御用	○
20 9升木綿布	507反		御用意御物の内毎年上納	○
21 白上布	20疋		御物初として定納之内より毎年差し上げるもの	○
22 白下布	12反		御物初として定納之内より毎年差し上げるもの	○
23 米	1石2斗5升		御物初として定納之内より毎年差し上げるもの	○

※「富」は、1874年「富川親方八重山島仕上世座例帳」のこと。○は同「例帳」にも記載があることを示す。

から、実際に建て替え分を回収したのかもよくわかっていない。いずれにしても「御用物」徴発があったということは、『里積記』や「諸座規模帳」の石高(米・粟納)で表示されていても、夫賃米の「御用物調料」約75石以外に、「御所帯御物」511石の範囲内で、様々な産物が徴発されていたことが分かる。反布以外の「御内原并御殿御殿御用之諸物/諸士詔之諸物」や「大和人御方詔之諸物」がどのような産物で、数量がいかほどであったかは不明である。

「諸座規模帳」には、「諸物代定之事」には489種類の産物が記され、代夫の人数が記されている。このような様々な産物の徴発は、夫賃米や御所帯御物による夫遣いの徴発として行われたと考えられ(現実としては代納)、「諸座規模帳」の「夫賃米引合方之事」には「夫賃米之儀夫耄人ニ而、賃米耄升ニ引合之口〔事〕/

附、御用物調過之節所夫買入候砌ハ、賃米耄升五合引合可仕候」と定数外の夫遣い費用が記されている。得能壽美「近世八重山における島産品の利用と上納—陸産のアダンと海産の海人草—」は、「八重山島諸物代附帳」の代夫人数を紹介し、「税制上の代納物」と記している(74)。また、豊見山和行も後期琉球国社会は「実物貢納経済を基礎にする形態に、夫賃米遣い(労働力徴発)の再編〔注記略〕、そして石高制に基づく年貢賦課と徴収の再編が徐々に行われるようになったと推測される」と述べ、「実物〔産物〕貢納」と夫遣い・穀納との複合貢納を想定している(75)。

夫賃米の現上納(王府への実納)474石のうち、「惣様現穀之届ニ而ハ、依年納方差支候事茂可有之候間、納高半分者大豆・木綿花・同布・菜種子・胡麻ニ而も、百姓勝手次第上納被仰付」

と、納高の半分は米・粟で納め、半分は大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻など百姓の都合で納めてよいとされており、王府や蔵元レベルでは名目は穀納であっても、現実の村レベルでは多様な貢納物で納められていた。このような「実物貢納」の実態を見ると、蔵元レベルの「酉年定納布並年貢割符」(76)(1837年)や「八重山人頭税賦課台帳」(77)に規則的の整然と記された賦課台帳等の数値は、かなり実態とかけ離れていたと考えざるを得ない。

おわりに

本稿では最初に、薩摩藩の起・先について検討しつつ、薩摩藩では、起とは多めに徴収するための方法であり、先は少なめとなる方法であると理解されていることを紹介しつつ、先行研究として東恩納寛惇や渡口眞清の説を紹介した。そして、祝辰巳の論文「旧琉球藩租税法」によって先島の起と先についての論述も紹介し、先島では1俵は3斗で、内訳は本途(2斗5升)と斗立(3升=年貢米の目減り分を見積もって付加される分)と「蔵役人心付」2升を加えた3斗が1俵であることを明らかにした。「蔵役人心付」2升は、近世文書では見えない項目であ

り、祝辰巳論文によって1俵は3斗あることが明確になった。

先島からの産物貢納は、近世初頭から見えるが、18世紀になると、貢布量が減少するとともに、貢布の精緻化・模様の複雑化がすすみ、貢布は琉球国後期(近世)には精緻化と増量と増産が展開していく。『御財制』に貢布を中心とした実物貢納としての産物が数量で記されていることは、穀物の代納として取納しているのではなく、産物そのものが目的であったと考えられる。また、18世紀以降、貢布以外にも多様・多種の産物が代納されていく過程を見てきた。このように頭懸よって賦課された貢租は、布を含む産物貢納・夫遣い・穀納が複合的に絡み合い貢納されていた。このような産物貢納と流通の背景には、その搬送や移動のネットワークが必要であり、豊見山和行は産物貢納(実物貢納)が成立する18世紀以降の海上交通を「島津氏の琉球侵略と琉球海域の変容」で論述しているが(78)、このような海洋ネットワークの存在が産物貢納の背景にあったといえよう。

(たいら かつやす)

(1) 豊見山和行は「琉球史における時代区分論—時代名称・歴史概念の検討—」のなかで、これまで「近世琉球」と呼称されてきた時代を「ほぼ実物貢納経済に基礎づけられた社会」として位置付け、「琉球国後期」とする時代区分を提唱している(「琉球史における時代区分論—時代名称・歴史概念の検討—」(『琉大史学』、2018年、琉球大学史学会)。時代区分については、「琉球国後期」という呼称は十分に定着しているとはいえないことから、本稿では「琉球国後期(近世)」と表記した。

(2) 筆者は、これまで「貢租」と「貢納」について、「貢租」は賦課する側の視点の用語、「貢納」は納める側の視点の用語と解釈している。しかし、一般的に流布している国語辞典等を数冊調べたところ、「貢租」も「貢納」も立項されておらず、その意図は伝わりにくいと考え、本稿では「貢納」あるいは「貢納物」に統一した。

(3) 『琉球・沖縄研究』第3号(2010年、早稲田大学琉球・沖縄研究所)。

(4) 『沖縄文化』通巻第106号(2009年、沖縄文

- 化協会)。
- (5) 『八重山歴史研究会誌—八重山歴史研究会発足三〇周年記念誌』(2010年、八重山歴史研究会)。
- (6) 田里修「〔御財制〕〈解題〉」(那覇市市民文化部歴史資料室編『那覇市史 資料篇 第1巻の12』、2004年、那覇市役所)。
- (7) ほか流通関連の研究では仲地哲夫「近世琉球・薩摩間の商品流通—一六八〇～一八一〇年代を中心に」(1991年、『九州文化史研究所紀要』第36号(1991年、九州大学)、真栄平房昭「琉球王国における海産物貿易—珊瑚礁海域の資源と交易」(1993年、『歴史学研究』691号(歴史学研究会)等を参照。なお、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』(2018年、岩田書院)でも琉球産物を取り上げられている。
- (8) 「年貢(穀)」と「定納布」について、筆者は「貢租」または「租税」、また「定納布」については「貢布」と呼称してきたが、明確な定義を与えてこなかった。「年貢」の用例は、近世文書および近代文書にも見えることから、同じ貢納物でも「定納布」と区別する意味で用いた。「定納布」については、これまで「貢布」と称してきたが近代文書にしか見えないため、近世文書の「定納布」用いた。「貢布」と「定納布」と同義と考えたからである。いずれにしても、用語の問題については今後改めて整理検討したい。
- (9) 琉球大学附属図書館デジタルアーカイブ
(<http://manwe.lib.u-ryukyuu.ac.jp/d-archive/s/viewer?&cd=00010290>)では「八重山島諸座御規模帳」と表題が付されているが、表題部の画像はない。筆者が20年ほどまえに確認したときには表題部に「乾隆三十四己丑各村江御渡相成候事／八重山島諸座御規模帳」と記されていた。表題にしたがって、「八重山島諸座御規模帳」と呼称することは問題ないが、ほかにも多く存在する他の「規模帳」類を「御規模帳」と呼称している事例は確認出来ない。したがって、他の「規模帳」同様に本稿では「八重山島諸座規模帳」と呼称することにした。なお、「諸座規模帳」は、与世山親方が検使として来島した1768年に成立し、翌年この写しが各村に配付されたもので、宮良殿内所蔵本は崎山村宛に配付されたものの原本である(豊見山和行、琉球大学附属図書館デジタルアーカイブ、解説参照)。さらに、同アーカイブには翻刻文も掲載されているが誤読が多いため、引用翻刻文は筆者による。
- (10) 東恩納寛惇『南島風土記』(1950年、沖縄郷土文化研究会)、23頁。
- (11) 藩法研究会編『藩法集8 鹿兒島編 上』(1969年、創文社)、207頁。
- (12) 渡口眞清『近世の琉球』(1975年、法政大学出版社)、107～108頁。
- (13) 渡口眞清『近世の琉球』(1975年、法政大学出版社)、107～108頁。
- (14) 小野武夫編『近世地方経済史料』第10巻(1958年、吉川弘文館)、290頁。
- (15) 一般的に「免」は年貢率であり、「免米」とは年貢率を乗じて得られた「米」という意味になるが、ここでは貢租率と解釈した(参照論文、勝矢倫生「広島藩における土免制の構造と展開」、『尾道短期大学研究紀要』第39巻2号、1990年、尾道短期大学)。

- (16) 同論文については、拙著『近代日本最初の「植民地」と「旧慣調査」 1872～1908』(2011年、藤原書店)に「〈資料〉旧琉球藩租税法」として収録した。
- (17) 「本途」とは、日本近世社会の「本途物成」ことであろう。『【平凡社】日本史事典』(2001年、平凡社)によれば、単に「物成」とも言い「江戸時代田畑に課せられた基本的租税」とされる(636頁)。
- (18) 渡口眞清は、『近世の琉球』(前掲、注(11)書)の「字句集解」のなかで「斗立^{ハカリタテ}_{〇〇トダテ}」について「正規よりも増量された榎目を斗立という。一中略一琉球の『先』榎」のことであると(476頁)、「出目米」について「年貢を納める時、正規の量より余計に加えた分を出目米という」と説明している(475頁)。
- (19) 前掲書、注(6)、『南島風土記』、23頁。
- (20) 前掲書、注(10)『近代日本最初の「植民地」と「旧慣調査」 1872～1908』、353頁。
- (21) 『貢反布沿革調』(成立年不明、宮古郡教育部会)、17頁。
- (22) 琉球政府編『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』(1965年、琉球政府)、576頁。
- (23) 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』(沖縄県教育委員会、1991年)、780頁。
- (24) 平良市史編さん委員会編『平良市史 第四巻 資料編11』、104頁。
- (25) 同前、56頁。
- (26) 筆者はかつて、「咸豊三年宮古島におけるイギリス苦力貿易船の漂着事件～「近古文書」所収の史料から～」(島尻勝太郎・嘉手納宗徳・渡口眞清三先生古稀記念論集刊行委員会編『球陽論叢』、1986年、ひるぎ社)のなかで「宮古島取調書」の外国船関係記事の誤りについて指摘したことがある。
- (27) 石垣市史総務部市史編集課編『石垣市史叢書 23』(2017年、石垣市教育委員会)、81頁。
- (28) 石垣市史総務部市史編集課編『石垣市史叢書 7』(1994年、石垣市役所)、25頁。
- (29) 法政大学沖縄文化研究所編『琉球八重山嶋取調書Ⅱ 全 沖縄研究資料22』(2005年、法政大学沖縄研究資料)、19頁。
- (30) 八重山歴史編集委員会編(喜舎場永珣)『八重山歴史』(1954年、八重山歴史編集委員会)、297頁。
- (31) 『日本近世生活絵引』奄美・沖縄編纂共同研究班編『日本近世生活絵引 沖縄・奄美編』(2014年、神奈川大学日本常民文化研究非文字文化資料研究センター)、74～75頁。なお、同書72頁には、稲束を計量している様子が描かれている。73頁では、枡も使用されているが、これは82または84斤の俵を3斗俵に詰め替えている作業であろう。
- (32) 法政大学沖縄文化研究所編『琉球八重山嶋取調書全2』(2005年、法政大学沖縄文化研究所)、54頁。
- (33) 琉球政府編『沖縄県史 第21巻 資料編11』(琉球政府、1968年)、431頁。
- (34) 一般的に市場価格を考慮すると、王府は米をできるだけ欲したと考えられる。田畑の割合に応じて貢租が決まっていたために、米が豊作な年には米を民費として徴発したと考える方が論理的である。米は粟に較べ気候変動に弱かったのではないだろうか。注(35)参

- 照。
- (35) 前掲、注(22)書、『八重山歴史』、137頁。
- (36) 前掲、注(25)書、『沖縄県史 第21巻 資料編11』、250頁。
- (37) 得能壽美『近世八重山の民衆生活史』所収(2007年、榕樹書林)、211～249頁。
- (38) 古老からの聞き取りによれば、粟は水気が多い土地よりも乾燥地の多く収量が多く、早魃に強いという。八重山島の水田には、天水田も少なくなかったとすれば、早魃などのときは、米は収穫が少なくても、粟は安定した収穫があったのではないだろうか。その場合は、米の代わりに粟を取納したのであろう。
- (39) 田里修、注釈(6)文献に同じ。
- (40) 企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻の2』、24～39頁。
- (41) 前掲、注(30)書、解題。
- (42) 前掲、注(30)書、収録の『御財制』注記には、康熙51年に宮古島の1千250石を賦課したことが記されているが(20頁)、本文では「錢」で計算されている(18頁)。なお、1729年の記事も含まれており(20～21頁)、また1711年に改定された夫賃米の数値が反映されていないことから、成立年の幅は緩やかに捉える必要がある。
- (43) 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』(1981年、沖縄県教育委員会)、273～274頁。
- (44) 同前、280頁。
- (45) 前掲、注(30)書、『那覇市史 資料篇 第1巻の12』、17頁。
- (46) 石垣市史総務部市史編集課編『石垣市史叢書 21』(2016年、石垣市教育委員会)、39頁。
- (47) 『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』(1991年、沖縄県教育委員会)、731頁。
- (48) 同前および同前、792頁。
- (49) 拙稿、前掲(注4)「琉球国後期(近世)末先島の貢布・琉球産物と大坂市場―『弘化二年出物積登送状』を中心に―」(『宮古島市総合博物館紀要』第25号)。
- (50) 『近世地方経済史料』第10巻(1958年、吉川弘文館)、79～83頁。
- (51) 拙稿「近世末期先島の市場と人口問題」(『南島史学』第84号2016年、南島史学会)、211頁。
- (52) 筆者は『御財制』は、薩摩や中国との「御取合(交際)」のために、王府によるいわば収入と支出を記した文書であることから、薩摩藩の基準で石高を記載した可能性が高い。『里積記』は、琉球国内の基準で貢布の石高換算をしているため、そのような差が出たのではないかと考えている。がしかし、なぜ琉球王府の評価レートと薩摩へ貢納の際の評価レートが違うかは、不明である。
- (53) 『石垣市史叢書 22』(2016年、石垣市教育委員会)、33～46頁。
- (54) 同前、44～45頁。
- (55) 同前、37頁。
- (56) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編五』1985年、鹿児島県)、453頁。古琉球期の贈答については、「薩琉往復文書案」にいくつか見える(前掲、『那覇市史 資料篇第1巻の2』所収)。
- (57) 前掲『那覇市史 資料編第1巻の2』、28頁。
- (58) 前掲琉球陽研究会編『球陽』、181頁。

- (59) 同前、179頁。
- (60) 前掲『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、274頁。
- (61) 『平良市史 第三巻 資料編1』(1981年、平良市役所)、92頁。
- (62) 東恩納寛惇ノート「内務省文3」の〈内検代廻〉(小野まさ子、里井洋一、豊見山和行、真栄平辰昭「内務省文書」とその紹介、『沖縄史料編集所紀要』第12号、33頁)。また、同史料については渡口真清氏も紹介している(「内検代廻」を読む 沖縄県立博物館紀要 第8号)。
- (63) 前掲、『那覇市史 資料篇 第1巻の12』、17頁。
- (64) 同前、16頁。なお、筆者は「近世琉球：先島の「頭懸」(人頭税)制度における村位・人位・分数」において、喜屋武親方の宮古島来島は、1860年であることを明らかにしている(沖縄大学地域研究所『地域研究』23号、2019年)。
- (65) 前掲『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』、279および289頁。
- (66) 前掲『石垣市史叢書 22』、38頁。
- (67) 『石垣市史叢書 21』、37頁。
- (68) この点については、拙稿、前掲(注4)「琉球国後期(近世)末先島の貢布・琉球産物と大坂市場—『弘化二年出物積登送状』を中心に—」(『宮古島市総合博物館紀要』第24号)ですすでに明らかにした。
- (69) 注(20)梅木論文。梅木論文では「御用布」の注文を「生産」という用語で説明してるが、生産とは一般的に「生計のために働くこと」であり(『日本国語辞典』)、実物(産物等)貢納としての「御用布」に対して用いることは不適切である。(126頁)、同論文では人頭税論としての論旨展開は不十分である。
- (70) 『平良市史 第三巻 資料編1』(1981年、平良市役所)、185頁。
- (71) 拙稿「近世末期島の貢布と市場・人口問題」(『南島史学』第84号、2016年、南島史学会)および、拙稿、前掲(注4)「琉球国後期(近世)末期先島の貢布・琉球産物と大坂市場—『弘化二年出物積登送状』を中心に—」(『宮古島市総合博物館紀要』、2000年、宮古島市総合博物館)を参照。
- (72) ここでは、米の換算率のみ示したが、布・銭・銀への換算をめぐる問題については、別の機会に検討したい。
- (73) 前掲『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』、731および792頁。
- (74) 前掲、注(3)書、『八重山歴史研究会誌—八重山歴史研究会発足三〇周年記念誌』、69頁。
- (75) 『琉大史学』第20号(2018年、琉球大学史学会)、6~7頁。
- (76) 『石垣市立八重山博物館紀要』第10号(1992年、石垣市立八重山博物館)。
- (77) 『石垣市立八重山博物館紀要』第19号(2002年、石垣市立八重山博物館)。なお、同史料については、得能壽美による丁寧な解題が付されている。
- (78) 荒野泰典・石井正敏・村井章介編『地球的世界の成立』(日本の対外関係 第5巻、2013年、吉川弘文館)所収。